

第3章 施策の展開

◇基本目標1◇ 地域福祉を支える人づくり

○現状と課題

地域での助け合いや付き合いを大切にしたいが、あいさつを交わす程度の付き合いしかないとアンケート結果からも読み取れるとおり、近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を行っている人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。

基本施策1 福祉のこころの醸成

地域福祉を推進していくためには、お互いを思いやり、助け合い、共に生きていくという意識が地域住民の中に根付くことが必要となります。本町では、平成19年（2007年）に制定した「笠松町道徳のまちづくり条例」に基づき、「道徳性やマナー・ルールを大切にする心を養い、町の基盤となる人の力を高める」ためのまちづくりを進めています。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
①「道徳のまち笠松」の推進 町の特色である「道徳のまちづくり」の考え方、活動の普及に努めるとともに、「笠松人のこころ」を常に意識し、地域の中での活動を推進します。	○			○	道徳のまち笠松委員会 道徳のまち笠松推進会議
②人権教育の推進 人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、地域の中で考え、相談しやすい環境をつくります。 「笠松町人権施策推進指針」に基づいて実施します。	○	○	○	○	人権擁護委員
③交流活動の機会の提供 「笠松人のこころ」や人権尊重の意識向上など、福祉のこころを育み、住民相互の理解や交流のための講演会やイベントなど、多様な機会を提供します。	○	○	○	○	

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
④ノーマライゼーションの理念の普及 ノーマライゼーションの理念※や「障害者差別解消法」にある不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に基づき、地域の中にいる障がいがある人たちと共に生きていくための知識や理解が進むよう学ぶ機会を設けます。	○	○	○	○	

※ノーマライゼーションの理念：障がいの有無に関係なく、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

◎活動主体のうち事業者については、介護事業者をはじめとした様々な職種がありますが、ここでは実施項目に関連した事業者（支援関係機関及び民間企業も含む）をいいます。（以下、全箇所で同様。）

＜主な取り組み＞

- あいさつ運動、清掃活動など他の団体とも連携し、地域の中での活動を実施しています。
- 小中学校の児童生徒から「福祉」に関するメッセージを募集し、福祉を考える機会を設けています。
- まちづくり研究会、地域別勉強会を開催して住民相互の交流の場を設けています。
- 人権講演会の開催や小学校への人権教育を行っています。
- ボランティア講座（障がい編）を毎年開催し、障がいについて広く学ぶ機会を設けています。

＜今後の方向性＞

笠松人のこころを意識し、「人とつながる心、自ら取り組む心、思いやる心」を育むなど、町の基盤となる人の力を高めるためのまちづくりを進めています。

基本施策2 学習機会の提供

地域福祉の重要性を認識し、活動への参加を促し、活動に取り組んでいくため、あらゆる機会を地域福祉に関する学習の機会としていきます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
①福祉教(共)育※の充実 学校においては、総合的な学習の時間や道徳の時間において、体験学習を通して、福祉に対する理解と関心を深めたり、社会の中には様々な人、生き方があることを学ぶなど福祉のこころを育んでいきます。 また、地域の中において、自分たちの住む地域や暮らしという身近にあるものをテーマとし、自分たちの地域について調べ、知ることを通して、地域の課題に気づき、人と人の関わりについての重要性を確認し、地域で共に学び、共に生きる力へと結び付けていきます。	○	○	○	○	学校 教育委員会
②生涯学習の充実 生涯学習講座の中に地域福祉に関連する講座を設けます。また、そこで学んだことを地域での活動に活かせるようにします。	○		○	○	
③福祉体験の実施 「福祉のこころ」を育むため、福祉体験や高齢者・障がい者との交流を通して、福祉、ボランティアなどに関する幅広い知識や理解を身につけてもらう機会を設けます。	○	○	○	○	

※共育：親、教師、学校等教育権をもつ主体だけでなく、多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を担うこと、あるいは教育・養育・指導を行う側と受ける側が共に学び、成長すること。

＜主な取り組み＞

- 小学校で「福祉出前講座」を実施し、各種疑似体験や福祉についての講話、認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 出前講座のサポーターに地域住民にも担ってもらうよう「地域デビュー講座」を開催し、地域住民と児童・生徒と共に学ぶ機会を設けています。
- 学校外では、「ふくし体験教室」を開催し、広く福祉について学ぶ機会を設けています。（小学5年生から中学3年生を対象に開催。6月から12月までの原則毎月1回、聴覚障がいや視覚障がいなどテーマを決めて座学と当事者の方との交流を通して「ふくし」について学んでいます。）

＜今後の方向性＞

学校の総合的な学習の時間において、SDGs を軸にした学習を行い、その中で、福祉のこころを学ぶために福祉体験を行うなど、学習の機会を提供していきます。

また、地域住民の方にもオンライン形式等も含め、地域福祉に関する学習の機会を提供していきます。

基本施策3 人材の発掘・育成

地域の中で活動し活躍している人はたくさんいますが、活動に参加する人が限られている現状と、アンケートの結果からもきっかけがなく、参加できていない人がいることを踏まえ、人材の発掘・育成など人材の確保を図るため、情報発信や参加しやすい環境作りに努めます。また、現在活動している人への相談や支援を行い、活動のリーダーとして、地域福祉の担い手を増やします。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
①ボランティア活動の周知・募集 ボランティア活動は誰でも参加ができる活動で、とても幅広いものです。その活動を積極的に情報発信することで、自分の興味あることや好きなことなど自分にあった活動に参加できるよう環境づくりをしていきます。 地域や各種団体を通して、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、企業に対して、地域でのボランティア活動への参加を促進していきます。	○	○	○	○	
②ボランティアの人材育成の推進 ボランティア講座を広く知ってもらい、参加者を増やします。受講修了者には、活動ができるよう活躍の場を紹介したり、スキルアップのための講座や支援を増やしていきます。 現在、中学生が町内の行事の際にボランティアとして活躍しています。学校を卒業してからも継続的に活動できるよう、次世代の地域を担うリーダーとして育成していきます。	○		○	○	学校 教育委員会
③高齢者の地域活動への参加 退職後の高齢者に、企業等で培われた様々な知識や技術などの能力を地域の中で発揮してもらうことは、地域の活性化に有効であり、本人の生きがいにもなります。地域福祉への意識啓発や福祉活動への参加を促進するための情報提供に努め、支援していきます。	○	○	○	○	

<主な取り組み>

- 町社協にボランティアセンターを設置し、情報発信や参加の機会創設に向けた体制整備を図っています。
- 学校外のふくし体験教室の開催、ボランティアセンターによる研修会の実施により、参加者の増加を図っています。

- 地域の中で助け合える仕組みをつくるよう「支え合いサポーター養成講座」を開催しています。また地域で住民主体の体操の場を担う「介護予防リーダー養成講座」を実施し、生きがいづくりを行っています。

<今後の方向性>

引き続き、人材の発掘・育成など人材の確保を図り、情報発信や参加しやすい環境づくりに努めます。また、現在活躍している方への相談や支援を行い、活動のリーダーとして、地域福祉の担い手を増やしていきます。

そのほか、学校を卒業してからも継続的に活動できるよう支援していきます。

基本施策4 各種福祉団体等との連携・活動支援

福祉活動をしている団体（以下「福祉団体等」という。）同士が交流し、活動の幅を広げていくことも必要です。

地域の福祉団体等の活動の支援を行うとともに、横のつながりづくりに努め、また、新しく活動分野を広げていけるよう体制を整えます。

事業・活動	活動主体				
	町民	事業者	町社協	町	その他
①福祉団体等の活動支援 地域で行う福祉団体等の活動への支援を行うとともに、情報や課題の共有を図り、団体の育成に努めます。 また、福祉団体等を広く周知し、活動の場を支援します。	○		○	○	
②ボランティアセンターの強化 必要であるが充足されていない領域のボランティア団体の育成に努めます。また、地域の中で求められる活動の場を見つけること、活躍する機会をコーディネートすることなど、活動のマッチングや支援をしていきます。	○		○		

<主な取り組み>

- 町社協にて社会福祉法人等による連携推進体制の整備に着手しています。これらを中心的に連携団体の拡充を進めています。

<今後の方向性>

福祉活動をしている団体同士が交流し、活動の幅を広げていくことも必要であり、横のつながりづくりに努め、また、新しく活動分野を広げていけるよう体制を整えています。